

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

このことについて、学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正したいので、
別添案を添えて請議します。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要
があるからである。

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の概要

1 改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年6月11日公布、令和5年4月1日施行）の施行に伴う関係規定の整理等。

2 改正の内容

職員の定年引き上げに伴う地方公務員法の一部改正により、廃止となる再任用短時間勤務職員に係る規定を、新設する定年前再任用短時間勤務職員に係る規定に改正し、引用する条項を整理する。

3 施行期日

令和5年4月1日

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十六年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第九条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年愛知県条例第四十七号）附則第十一条に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の学校職員の勤務時間等に関する規則第二条第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、次に掲げる者を除き、一週間について三十八時間四十五分とする。

一 略

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四

第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）

三 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第三条 1～3 略

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の週休日は、日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間において校長が定める日とし、勤務時間は、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で校長が割り振るものとする。

（船員等の勤務時間、休日等）

第九条 第二条から前条までの規定にかかわらず、船員法（昭和二十二年

旧

(勤務時間)

第二条 同上

一 略

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四

第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

三 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第三条 1～3 略

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）の週休日は、日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間において校長が定める日とし、勤務時間は、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で校長が割り振るものとする。

（船員等の勤務時間、休日等）

第九条 第二条から前条までの規定にかかわらず、船員法（昭和二十二年

法律第百号)の適用を受ける職員及び臨時又は非常勤の職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間、休日等については、県教育委員会が別に定める。

法律第百号)の適用を受ける職員及び臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間、休日等については、県教育委員会が別に定める。